

## 「テレビドラマを見て思いをめぐらす家庭裁判所」

東京家庭裁判所立川支部長（判事） 小 田 正 二

裁判所に勤務する者は、裁判所がテレビドラマで扱われると素直に嬉しいので、熱心に視聴して、職場の同僚と感想をあれこれと話すことがあります。最近話題になったテレビドラマには、家庭裁判所もその創設の頃から登場しており、私も、御多分に洩れず、出来るだけ視聴して、職場で話題にして、自分の職場について改めて考えました。そこで、これを振り返りつつ、体系的なものではありませんが、家庭裁判所の紹介をしてみます。

① 家庭裁判所は、家庭の問題や紛争を解決する家事事件と少年非行を扱う少年事件の二本柱で構成されている。

家庭裁判所は、昭和24年1月1日に家事審判所と少年審判所とが統合されて設立されました。ドラマでは、2つの審判所が統合設立に向けて対立し、主導権争いをする場面がユーモラスに描かれていました。それが史実に沿うものであるかは別として、家庭裁判所に今日勤務している者は、家事事件と少年事件とが密接不可分な存在であり、統合された姿を当然のこととして感じていると思います。

② 社会状況の変化に対応しつつ、非行少年の改善更生及び再犯防止との目的を達成するためにより効果的な少年事件の在り方が求められている。

ドラマを見て、戦後間もない頃の社会状況を反映した少年事件の難しさを痛切に感じましたが、他にも、昭和40年代の少年法改正に向けた議論が描かれていたことも印象深いです。他方で、近年、民法の成年年齢が20歳から18歳に引き下げられたことに伴い、少年法が改正され、令和4年4月1日から施行されていますし、現代の少年非行は、SNSを介して、特殊詐欺事件に関与したり、性的な非行に及ぶ事案が目立ってきています。

少年審判は、少年の健全な育成を期し、非行のある少年に対して性格の矯正及び環境の調整に関する保護処分を行う（少年法1条）制度ですが、家庭裁判所は、少年が再非行に至らないようにするために何が必要かという観点から、単に審判をするだけでなく、調査や審判の

過程を通じて、少年非行の特徴を踏まえた様々な教育的な働き掛けを講じながら事件を進めています。

③ 家事調停は、家庭の紛争解決にふさわしい効果的な制度である。

家事事件には、裁判官が判断を示す裁判である家事審判と、当事者の合意により紛争の解決を図る家事調停とがあります。ドラマでは、裁判官の両側に男女各1名の家事調停委員が座り、当事者と向き合っている家事調停の場面が出てきました。このように、家事調停の方が裁判官のみで行われる家事審判よりもテレビ映えのする場面になることは否定しませんが、同時に、上記場面は、家事調停が家庭裁判所の紛争解決機能において非常に重要な役割を果たしていることを示したものと理解しました。

家事調停は、多くの場合、裁判官1名、民間から選ばれた良識ある男女各1名の家事調停委員から構成される調停委員会により行われますが、調停委員会は、当事者の言い分を丁寧に聴きながら、信頼関係を築き、適切に働き掛け・調整を行い、当事者に自分の向き合うべき課題があればそれに気づいてもらうようにするなどして、当事者の合意による自主的な解決を目指していきます。この間、2名の家事調停委員が、当事者からの聴取、信頼関係の形成の場面において特に粘り強い働きをしていることは、特筆すべきであると感じております。家事事件に関しても、法改正、社会状況の変化に応じた対応が求められることは、少年事件と同様です。家庭裁判所は、調停委員会の活動、家裁調査官による調査の活用などを通じて、家事調停が引き続き効果的な制度であるよう努めてまいります。